

第4回 所有権(3)：共同所有

2010/10/08

松岡 久和

Case04-01 A・B・Cの3人は、各自3万円、5万円、7万円を出し合って、15万円のノートパソコン甲をDから購入した。

- (1) Cが甲を独占使用している場合、AやBはどういう請求ができるか。
- (2) 甲がCの使用中に故障したが、故障にはCの過失はなかった。修理に必要な3万円をAやBに断りなく支出した場合、CはAやBに分担を求められるか。
- (3) 相談しても思ったように使えないAは、3人で共有することに嫌気がさした。Aはどうすればよいか。
- (4) AらがDから甲の引渡しを受ける前に、Dから先買ったと主張するEが甲を持って行った。この場合において、D・E間で売買契約が実際に有効に結ばれていたとすると、Bは単独でEに対して甲が3人の共有物だと主張できるか。
- (5) 前問の場合にD・E間には実際には売買契約がなく、Eは甲を不法に占有しているとすると、Cは単独でEに対して甲の返還を請求できるか。
- (6) 前問の場合に不法占有者Eが甲を誤って壊してしまった。甲の時価が15万円だとすると、Aは単独でEに対して損害賠償の請求ができるか。

【共同所有】（142-152, E33-40）

1 民法の規定する共有（249-262条）

- ・一物一権主義の例外として一物が複数人に帰属する場合：所有権の個数をどう考えるについては争いがあり（単一説 vs 複数説）、共有に対する見方の方向性が異なる。
- ・発生原因：共同買受契約、共同製作、動産付合・混和（244・245条）、夫婦共有財産制（762条2項）、共同相続など多様

2 共有者間の内部関係

(1) 持分権

- ・割合（均等推定、250条。法の規定による場合の例：244条、900条、建物区分14条。不動産共有では登記事項、不登59条4号）に応じた所有権＝**持分権**
- ・持分権は持分権者が単独で譲渡・相続可能
- ・**共有の弾力性**：持分権者がいなくなった場合（放棄、死亡し相続人も特別縁故者（958条の3）も不在の場合：最判平元・11・24民43-10-1220）、その持分権は他の共有者に帰属（255条）
- ・共有者間では単独で持分権を主張可能

(2) 共有物の使用・収益

- ・持分に応じた全部の使用収益権（249条。251条との関係で共有物の変更を伴わない使用）
- ・協議・多数決による具体的な使用方法の決定（252条本文→管理行為）とその限界
 - （・少数持分権者に対する多数持分権者の明渡請求は不可（百74）
 - ・無断独占使用者には不法行為・不当利得責任（最判平12・4・7判時1713号50頁）

- (3) 共有物の保存・管理・変更
 - ・ **保存行為**（例：修理）は単独で可能（252条ただし書）
 - ・ **管理行為**（使用・収益・改良）は、多数決（252条本文）
 - ・ **処分行為**は全員一致原則（251条）；無断変更は差止可能（最判平10・3・24判時1641-80）
※賃貸借契約の締結は処分行為、解除は管理行為で544条1項不適用（最判昭39・2・25民18-2-329）
- (4) 管理費用等の負担など
 - ・ 持分に応じた費用分担（253条1項）；持分以上の費用支出→他の共有者に求償
 - ・ 求償権強化のための工夫
 - ①強制的な持分取得（253条2項）
 - ②「共有物に関して共有者間に発生する債権」は持分権に対する物権的負担→持分譲受人にも主張可能（254条。最判昭34・11・36民13-12-1550；分割に関する合意）
 - ③分割時の共有物の部分からの（優先）弁済・持分権売却請求（259条）

3 共有の対外関係

- (1) 共有関係自体の主張
 - ・ **固有必要的共同訴訟**（最判昭46・10・7民25-7-885。単独主張は却下！）←**合一確定の要請**
 - ・ 境界確定の訴えに同調しない者は被告に（最判平11・11・9民53-8-1421）
- (2) 持分権の主張
 - ・ 持分権者が単独で主張可能（最判昭40・5・20民19-4-859）
 - ・ 損害賠償請求も自己の持分の範囲内なら単独で主張可能（最判昭41・3・3判時443-32）
←＋分割債権原則（427条）
- (3) 共有物の妨害排除や不法登記の抹消請求
 - ・ 保存行為（252条ただし書。最判平7・7・18民49-7-2684、百75）または不可分債権（428条類推。最判昭33・7・22民12-12-1805）等を理由に単独で主張可能。両者の違いにつき百75（七戸）

4 共有物の分割

- (1) 分割の自由と制限 — 単独所有の一時的例外としての共有観
 - ・ **分割請求の原則的自由**（例外：257条・229条等）←物の効率的な利用や改良の促進
例：分割を著しく制限する森林法旧186条は違憲無効（最大判昭62・4・22民41-3-408）
 - ・ 対第三者効のある**不分割特約**（254条、不登59条6号）も5年が限度（256条）
- (2) 分割の方法
 - ・ **協議分割**または**裁判分割**（258条。260条による利害関係人の参加にも注意）
 - ・ **現物分割、価格分割**の規律と判例によるその柔軟な拡張（一括現物分割や一部分割）
全面的価格賠償も肯定（百76；単独所有移行の相当性・価格の適正評価・取得者の支払能力）
- (3) 分割の効果 — 売買同様の責任
 - ・ 担保責任と証書保存義務（261条・262条）

5 準共有（264条）

6 特殊な共同所有形態

Case04-02 (1) A・B・Cの3人が甲を購入したのが、在学中同人雑誌を発行する3人のサークル活動のためだとすると、前問(1)～(6)の場合に結論は変わるか。

(2) A・B・Cの3人が甲を共有するに至ったのが、Aらの父親が死亡して相続したからだったとすると、前問(1)～(6)の場合に結論は変わるか。

(1) 合有

(2) 総有（263条も参照⇒入会権の箇所に譲る）

(3) 遺産「共有」（898条）の特殊性

- ・ 相続債務の清算と相続財産全体の適正分配を目的とする相続人間での共有
- ・ 譲渡された相続分の取戻権（905条）、独自の基準と手続きをもつ遺産分割（906～908条、家審9条1項乙類10号）、分割の遡及効（909条）などの特殊な規律
- ・ 共有説（判例（最判昭30・5・31民9-6-793）・多数説？） vs 合有説（有力説）：両説の最も大きな違いは、債権債務が分割債権・分割債務（427条）となるか否か

表04-01 共同所有の諸形態

	一般の共有	合 有	総 有
例	数人が出資して購入したパソコン	組合財産として取得したパソコン	法人でない同窓会が事務処理用に買ったパソコン
持分権	有	有（ただし潜在的）	なし（団体構成員としての利用権のみ）
持分権の譲渡	できる	できるが、対抗できない	できない
分割請求	原則として、いつでも可能	原則として、できない（組合なら脱退による清算は可能）	できない
団体による拘束（結合関係の永続性）	団体性はきわめて希薄で、結合関係は一時的	団体性は弱い、個人の権利は共同の目的に拘束される	構成員の権利はむしろ永続的な団体所有の実質の反射でしかない

*E39 表2-3を講義用に修正